

自動車騒音評価システムデータ整備委託業務処理要領

1 目的

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が〇〇〇〇〇〇〇（以下「受託者」という。）に委託する「令和5年度自動車騒音評価システムデータ整備委託業務」を円滑かつ効果的に運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、道内における自動車騒音の状況を常時監視するため、「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成23年9月14日付け環水大自発第110914001号環境省水・大気環境局長通知）及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月 環境省、以下「評価マニュアル」という。）に沿って、GIS（地図情報システム）を用いて、自動車騒音を評価するためのデータを整備し、評価対象路線の環境基準の達成状況を取りまとめる。

（1）環境省の面的評価支援システムのデータベース構築

昨年度の業務を継続して、道内28町について、環境省の面的評価支援システム（Ver. 5.0.0）（以下「環境省システム」という。）のデータベースを構築する。

・環境省システムのデータベースを構築する町（28町）

振興局名	町 名
空知	南幌町、奈井江町、由仁町、長沼町、月形町、浦臼町、新十津川町
石狩	当別町
後志	俱知安町、共和町、岩内町、余市町
渡島	七飯町、森町、八雲町、長万部町
胆振	白老町、洞爺湖町、安平町
日高	新ひだか町
上川	鷺栖町、下川町
オホーツク	美幌町
十勝	芽室町、幕別町
釧路	釧路町、白糠町
根室	別海町

①地図情報更新によるデータ整備

委託者が貸与する当別町、安平町及び別海町の株式会社ゼンリン社の最新版電子地図（Zmap TOWN II）を基に、環境省システムのデータベースを更新整備する。

②自動車騒音評価データの整備及び評価

委託者が貸与する令和4年度自動車騒音測定結果等を環境省システムのデータベースへ登録し、追加されたデータから評価範囲内における個別の住居（世帯）等ごとの面的評価を行う。

(2) 環境基準達成状況の取りまとめ

環境基準達成状況を取りまとめ、次の①～④を作成する。

①様式

資料1 「報告様式記入要領」により作成された、様式1-1、1-2、2-1、2-2、2-3、3-1、3-2及び表紙を揃えた【報告様式】令和4年度自動車騒音常時監視結果報告の“MicrosoftExcelファイル”（チェックプログラムによるチェックを行った上で提出）

②G I Sデータファイル

資料2 「G I Sデータファイル作成要領」により作成し、騒音測定地点及び評価対象道路・評価区間を示す位置図を、所定のフォーマットに収めた“G I Sデータファイル”（評価区間Polygon (REGION) の出力形式が“出力コード:なし”のデータについては、資料2に添付された面的評価支援システム操作マニュアル（本編）抜粋を参照し、G I Sデータの読み・確認による検証を行った上で提出）

③騒音測定地点の位置図・詳細図

資料3 「位置図・詳細図作成要領」により作成した

- ・位置図（騒音測定地点、評価区間）【任意】
- ・詳細図（騒音測定地点の平面図・横断図）

④実施計画

資料6 「実施計画作成要領」により作成した【報告様式】令和5年度実施計画の“Microsoft Excelファイル”

3 業務実施期間

契約締結日から令和5年7月28日（金）まで

4 成果品

(1) 報告書（業務報告書、評価区間整理票等） 1部

(2) 2の(2)で示した①様式、②G I Sデータファイル、③騒音測定地点の位置図・詳細図及び④実施計画を記録したCD-R OM一式
①様式、③騒音測定地点の位置図・詳細図、④実施計画は紙への印刷版も1部

(3) セットアップデータ CD-R OM一式

受託者は、委託者に成果品を提出したときは、その職員に、システムの操作・運用、データの修正等に必要な事項について、十分な説明を行うこと。

5 業務実施にあたっての留意事項

(1) 環境省システムの基本機能

環境省システムの基本機能は、別紙「自動車騒音面的評価支援システムの基本機能」のとおり。

(2) 資料の貸与

本業務の遂行にあたり、委託者は、受託者に、業務の遂行上必要と認められる範囲で、以下

の資料を貸与する。ただし、GISエンジン「Active Map for. NET」は受託者が準備すること。

- ・環境省システムのソフトウェア及びシステム内データを格納したCD-R
- ・環境省システムのマニュアル
- ・株式会社ゼンリン電子地図Zmap-TOWN II（28町分）
- ・令和4年度自動車騒音測定結果
- ・その他業務遂行上必要な資料

電子住宅地図については、業務が終わり次第、受託者のパソコンから削除すること。
また、次の注意事項を厳守すること。

<貸与品についての注意事項>

北海道に許諾されているZmap-Town IIの第三者の使用に係る許諾について、株式会社ゼンリンが定める以下の事項を厳守すること。

地図の種類・利用範囲：Zmap-Town（南幌町ほか27町）

利用目的：面的評価支援システム

利用形態：GISエンジン「面的評価支援システム（環境省）版」

「ActiveMap for. NET」（株式会社カーネル）

- ① 別途、株式会社ゼンリンから契約等において明示的に許諾されている場合を除き、上記記載事項の範囲を超えて、株式会社ゼンリンの地図の一部でも複製・転機・抽出・加工・改変・翻案・送信・その他の利用をしないこと。
- ② 有償無償を問わず、また譲渡・使用許諾・送信・その他の方法の如何を問わず、株式会社ゼンリンの地図（形態の如何を問わず、その全部または一部の複製物・出力物・抽出物・その他の利用物を含む）の一部でも第三者に使用させないこと。
- ③ 株式会社ゼンリンの書面による事前承諾が無い限り、株式会社ゼンリンの地図の内容に修正、追加その他の改変を加えないこと。
- ④ 利用する株式会社ゼンリンの地図が電子地図商品である場合、当該商品に記録されたデータを方法の如何を問わず解析しないこと。
- ⑤ 株式会社ゼンリンの指定する利用料金を株式会社ゼンリンの指定する方法で株式会社ゼンリンに支払うこと。
- ⑥ 地図の誤字・脱字・地形・道路の位置ずれ、家・敷地の大きさの誤り等、表記上、何らかのトラブル、損害が当方または第三者に発生した場合であっても、株式会社ゼンリンは一切責任を負わないことに同意すること。
- ⑦ その他、利用許諾の際に株式会社ゼンリンが特に定める事項。

6 その他

本要領に定めのない事項については、必要に応じ、業務担当員と協議して定めるものとする。